

## 平成 25 年度第 1 回海老名環境審議会議結果

日 時：平成 25 年 7 月 17 日（水） 10:00～11:15

場 所：市役所 3 階 政策審議室

出席者：委 員：木下会長、市川副会長、安彦委員、伊藤委員、清田委員  
宮台委員、森島委員、山崎委員、山本委員 計 9 名

事務局：濱田部長、神部次長、中山課長

環境政策係：押方係長、内田主査、吉野主査

傍聴者：なし

- 1 開会（進行） 中山課長
- 2 委嘱状交付 内野市長→各委員
- 3 市長あいさつ 内野市長

環境審議会委員の委嘱をさせていただきました。2年間の任期の間よろしくお願ひします。12名のうち8名が新任の方ということで、重ねてよろしくお願ひします。

当審議会は、環境の様々なことを諮問に基づいて審議していただきますが、環境に関してみんなで考えて行くこともお願ひします。色々なご意見を頂きたいと考えております。

6月に環境展や環境月間にあわせた取組をさせていただきました。

様々な市民の方の参加もあり、良かったと思っています。

残念なこととしては、北野大さんをお呼びして、500円の環境基金の寄附をお願いして講演会を開催しましたところ190名の参加がありましたが、次の週に他の催しにおいて290名の来場があり、環境基金より募金が多く集まってしまいました。

参加費を取るよりも、当日話が良かった時に気持ちを出してもらう方が良いかと思っています。

講師を呼ぶのは無料と言うわけには行きません。ある程度の方を呼ぶとある程度のお金を払う必要があります。

全額市が出すわけにも行きませんので、なるべく実費をまかなえる方向を考えています。

この問題は試行錯誤を今後も続けて行きます。

いい先生は1年前から予約が埋まってしまうそうです。

そういった意味でも、色々な意見をお伺いしたい。

今後とも皆様のより一層のご協力をお願ひします。

#### 4 自己紹介 各委員が自己紹介

#### 5 正・副会長選出

委員：今回、新たに委員になった方も多いようですので、もし事務局に案があればお聞かせ願いたい。

事務局：ただいま事務局に考えがあれば、とのご意見がございました。事務局から提案をお許しいただけるのであれば、会長を木下 雅實委員に、副会長を市川 洋一委員にお引き受けいただければ、と考えております。

委員：異議なし

事務局：それでは、木下委員に会長を、市川委員に副会長をお願いいたします。

#### 6 会長あいさつ

みなさん今日は。

初めてですので、皆さんのご協力が無いとやっていけないと思っています。

よろしく申し上げます。環境と言うと全て周りが環境と言うことで捉え所が無いのですが、自然環境・物的環境・人的環境を良くしていくことは大変な仕事であると考えています。

海老名市の環境を守るため、委員の皆様から前向きな意見を頂いて海老名市を良くしていきたいと考えています。

任期2年と言うことですが、嫌々やるのも2年、やる気でやるのも2年ですので、やる気で楽しくやって行きたいと思います。

#### 7 諮問

————— 内野市長から審議会に諮問 —————

事務局：[委員過半数出席により会議成立を報告]  
傍聴を希望される方はおりませんでした。  
[環境審議会とその役目について説明]

事務局：なにかご質問がありますでしょうか？

委員：上位機関は環境省となりますか？

事務局：いいえ、直接の上位機関はありません。市長の諮問機関という位置付けです。

委員：自然緑地保全区域等には奨励金が出ているようですが、どのような義務がありますか？

事務局：適正な管理をする義務があります。

## 8 議 事（海老名市環境審議会条例第7条第1項に基づき議長は会長が担う）

諮問事項 自然緑地保全区域の指定拡大について（1件）  
自然緑地保全区域の指定解除について（2件）  
自然緑地保存樹木の指定について（1件）

環境みどり課環境保全係より資料に基づき詳細説明

### 自然緑地保全区域の指定拡大について（1件）

委員：指定解除が多い中で、新しく指定していただけるのはありがたい。

指定した価値観をある程度明確に位置付けないと、何のために指定したのか分からなくなってしまう。

近隣への影響を考慮して指定をしていますか？住宅の近くなので、せっかく指定したにも関わらず、伐採せざるをえない状況に早々になったりしませんか？

環境みどり課：開発で出来た宅地との緩衝緑地的な意味合いがあり、また上部の緑地公園と隣接していることから一体的な緑地が確保できている。形状的には好ましくないが、全体的なところから判断をして指定をさせていただきたい。

委員：新しい宅地との緩衝地帯として保全して行きたいということですね。分かりました。

### 自然緑地保全区域の指定解除について（2件）

議長：諮問事項2については質問がございませんか？

委員：かなり広い土地だと思われませんが、売却の理由は何ですか？高速道路の走行時に目障りになるためですか？

桜は咲いた時には相当きれいだと思うのですが。

環境みどり課：売却後の用途は、はっきりとしたことが現時点では分かりません。

委員：前方が見づらい等、高速道路を走行する際の問題ではないのですね？

環境みどり課：売却をしたいということが理由です。走行の問題ではありません。

議長：諮問事項3については質問がございませんか？

委員：写真で見ると立派な樹木があります。長屋を建築するという理由になっていますが、樹木を残して建築ができませんか？夏は日陰になるでしょうし、長屋にとっても良いのではないのでしょうか？

環境みどり課：非常に良い緑地なのですが、周辺に住宅が多く、以前から落ち葉等の苦情があったところでしたので、所有者に管理の徹底をお願いしていました。開発指導要綱で7パーセント以上の緑地を残すというようになっていきますので、残せるものは残していただきたいと要望させていただきます。

委員：緑地に関しては、所有者に剪定をするように市の方から指導は無いのでしょうか？

環境みどり課：周りから苦情があった場合は市から指導をしております。奨励金は緑地の適正な管理のために出していますので、剪定等の費用に使っていただくように指導しています。

委員：自然緑地保全区域に指定されているかどうかは分からないが、不法投棄等されている場所がある。火事や更なる不法投棄等を防ぐためにも指導を徹底し、管理された状態を作っていただきたい。

事務局：環境保全条例の15条で指定している場所に関しては、白い看板を設置させていただいております。この場所については市で指導・助言をしております。

## 自然緑地保存樹木の指定について (1件)

議長：諮問事項4については質問がございませんか？

委員：保存樹木の奨励金は4千円だが、これは当初から変わっていません。金額を上げることはできないか？

事務局：環境保全条例の14条で奨励金については決めております。

稀に倒木等があり、その場合はかなりの金額がかかるが、助成の額を越えた部分は地主が負担をしているのが現状です。全面的に市が手を差し伸べていくかと言う点は、意見が分かれるところだと思います。

環境みどり課としては、助成の内容を考え直す段階に来ているのではないかと思います。

その際は、審議会でご意見を伺って行きたい。

委員：施行してから長い期間が経過しているので、奨励金を貰っている方がどのような考えを持っているのかを市でアンケートなり、地元への聞き取りをして調べてもらえませんか？

事務局：ごもつともです。一番大事なところだと思います。色々なお考えをお持ちの方がいますので、今後意見をお聞きして行きたいと考えています。

委員：指定樹木は住宅の直ぐ近くに立っていることがほとんどです。20メートル程の樹高があるものもありますので、倒れた時の被害は小さくはありません。

枝下しにもお金がかかりますし、倒木の場合はかなりの金額です。

地主さんの安心のためにも、奨励金よりも保険をかける方が良いのではないのでしょうか？

事務局：保険に関しては、先進事例で行っていることは承知しております。先ほどのアンケートの結果にもよりますが、検討すべきであると思っています。

議長：色々と意見がでましたが、自然緑地保全区域の指定拡大について他3件は原案通り了承することよろしいか。⇒了承

本件は、諮問事項でありますので答申をいたしますが、答申内容につきましては、「異論なし」ということで、案文については、会長と事務局に一任していただくことよろしいでしょうか。

委員：異議無し

用意された議事についてはすべて終了しましたので、議事進行を事務局へお返しします。

## 9 その他

第二回会議開催予定について、環境大賞審査等について

## 10 閉会（副会長あいさつ）

平成 25 年度第 1 回海老名市環境審議会において、慎重に審議していただき、皆さんどうもありがとうございました。これにて、終了とさせていただきます。

----- 散 会 -----